

令和7年度版 尾花沢市補助事業一覧

市民のみなさんや地域の団体、事業者の方などがご利用いただける補助事業の一覧です。
事業の内容や補助金額、申請手続きなどの詳細につきましては、担当係へお尋ねください。
※ 市税等の納付状況により該当しない場合があります。



高齢者 移動・医療・介護支援

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
1	運転免許証を持たない65歳以上の市民がタクシーを利用したとき	高齢者おもしろタクシー事業	該当者に対しタクシー券または電子タクシー券を交付 12～48枚/年（500円/枚助成） ※居住地区により交付枚数が異なる	◆市内に住所を有し、居住する65歳以上の方。ただし次の方は対象外 ①障害者向けの福祉タクシー券受給者 ②本人が普通自動車免許証を所持	福祉課 高齢者福祉係 【内線161・162・163】
2	高齢者が運転免許証を自主返納したとき	高齢者運転免許証自主返納支援事業	タクシー券又はバス回数券、はながさ商品券のいずれか2万円分を交付	◆65歳以上の方で運転免許証を自主返納された方	市民税務課 市民生活係 【内線136・137】
3	高齢の方の病気を予防したいとき	高齢者の肺炎球菌予防接種助成事業	肺炎球菌予防接種費用に1人あたり4,150円を助成	◆接種当日に65歳の者で、過去に市の助成を受け接種を受けた事が無い方	健康増進課 健康指導係 【内線620】
4	高齢の方の病気を予防したいとき	带状疱疹予防接種費用助成	带状疱疹予防接種に要した接種費用の一部を助成。生ワクチン1回4,400円（助成1回）、不活化ワクチン1回11,000円（助成2回まで）どちらか一方。	◆年度末年齢65、70、75、80、85、90、95、100歳と101歳以上の市民。過去に助成を受けた方は対象外。	健康増進課 健康指導係 【内線621】
5	高齢の方がインフルエンザの予防接種を受けるとき	高齢者インフルエンザ予防接種費用助成事業	インフルエンザ予防接種費用の一部を助成	◆65歳以上であり、10月～1月の間にインフルエンザ予防接種を受ける方	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】
6	高齢の方が在宅介護サービスを受けるとき	介護保険サービス（在宅サービス）	通所介護、通所リハビリ、訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、福祉用具レンタル、短期入所介護等の介護保険サービスを、ケアプランに基づいて利用した際に、サービス費の9割～7割を介護保険で負担	◆介護認定を受け、要支援・要介護に該当となった方で、そのサービスごとの要件を満たす方	福祉課 高齢者福祉係 【内線161・162・163】
7	高齢の方の在宅介護に必要な福祉用具を購入するとき	介護保険サービス（在宅サービス 福祉用具購入）	ケアプランに基づいて購入した特定福祉用具費を介護保険で負担（購入費の7割～9割、上限10万円/年）	◆介護認定を受け、要支援・要介護に該当となった方で、特定福祉用具購入の要件を満たす方	福祉課 高齢者福祉係 【内線161・162・163】
8	高齢の方の在宅介護に必要な住宅改修を行なうとき	介護保険サービス（在宅サービス 住宅改修）	ケアプランに基づき、手すりや段差解消などの住宅改修を行った経費を介護保険で負担（経費の7割～9割、上限20万円）	◆介護認定を受け、要支援・要介護に該当となった方で、住宅の改修等が必要要件を満たす方	福祉課 高齢者福祉係 【内線161・162・163】
9	介護に高額な負担を要したとき	高額介護サービス費	一ヶ月の介護保険の自己負担が一定額を超えたとき、超過分を助成	◆世帯の課税状況に基づく限度額を超えたサービス利用があった方 ◆初回月のみ申請必要	福祉課 高齢者福祉係 【内線161・162・163】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
10	介護施設に入所するとき	介護保険サービス（施設等入所サービス）	特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症グループホーム、特定施設入居者生活介護等に入所している方のサービス費を介護保険で負担（サービス費の7割～9割）	◆介護認定を受け、要支援・要介護に該当となった方で、それぞれの施設の入所要件を全て満たす方	福祉課 高齢者福祉係 【内線161・162・163】
11	介護施設に入所、短期入所を利用するとき	特定入所者介護サービス費（負担限度額の認定）	介護施設に入所、短期入所を利用する際の食費と居住費（滞在費）の自己負担分、一部を介護保険で負担	◆市民税非課税世帯で資産要件等を満たす方	福祉課 高齢者福祉係 【内線161】
12	社会福祉法人等が運営する介護保険サービスを利用するとき	社会福祉法人等利用者負担軽減制度	社会福祉法人等が運営する施設で介護保険サービスを利用する場合、利用料金の自己負担分を軽減	◆市民税非課税世帯で、収入や利用料負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると認められ、別に定める要件を全て満たす方	福祉課 高齢者福祉係 【内線161・162・163】
13	在宅介護用品が必要なとき	介護用品（紙おむつ等）支給事業	在宅介護の方で、常時失禁状態で常に紙おむつが必要な方に、介護用品引換券を支給	◆要介護2以上で、本人の市民税が非課税で、支給要件を満たす方	福祉課 高齢者福祉係 【内線161・162・163】
14	高齢者が配食サービスを受けたいとき	食の自立支援事業（配食サービス）	週に2回を上限に夕食の弁当（自己負担額あり）を配達し、安否確認を行う	◆ひとり暮らし高齢者、虚弱な高齢者のみの世帯 ◆老人と心身障がい者の同居世帯	福祉課 高齢者福祉係 【内線161・162・163】
15	リフト付タクシーを利用したいとき	高齢者移動サービス事業	リフト付タクシー利用1回につき利用料金の70%を助成	◆在宅生活をされており、要介護4または5の方で、車いすやストレッチャー以外に移動困難な方	福祉課 高齢者福祉係 【内線161・162・163】
16	高齢の方の認知症による事故等を防止するとき	おうちにかえろう事前登録事業	認知症により徘徊のおそれのある方を、市・尾花沢警察署・包括支援センターに事前に登録し、行方不明時の早期発見の支援を行う	◆認知症等高齢者の方	福祉課 高齢者福祉係 【内線161・162・163】
17	除雪の支援が必要なとき	除雪サービス事業	自力での除雪が困難で、近親者から援助がもらえない方に対し除雪に係る費用の一部を助成	◆65歳以上のみで構成される世帯 ◆上記に加え、重度心身障害者を世帯員に含む世帯 ◆重度心身障害者のみの世帯 ◆その他要件あり	福祉課 高齢者福祉係 【内線161・162・163】